

2018年4月13日

法務省民事局参事官室 御中

## 「会社法制（企業統治等）の見直しに関する中間試案」に関する意見

経営法友会（代表幹事・杉山忠昭（花王株式会社）。以下、「当会」といいます。）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,223社を超える組織となっています（2018年3月現在）。

今般の「会社法制（企業統治等）の見直しに関する中間試案」について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア 2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL：03-5614-5638

FAX：03-5643-7187

E-MAIL：keieihoyukai@shojihomu.or.jp

担当：浅沼 亨、築 茂樹

## はじめに

本意見書は、経営法友会における「会社法実務研究会」で検討した「会社法制（企業統治等）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という）に対する意見を取りまとめたものである。

会社法実務研究会は、経営法友会会員会社から22名の企業法務担当者が参画している。これまで研究者、弁護士等の専門家との意見交換を含め7回の研究会が開催され、中間試案の各論点について会社法のユーザーの立場から実務に与える影響等について議論を重ねてきた。本意見書は、日本企業の実務を担当する立場としての意見がおおよそ集約されたものとしてご理解いただきたい。

今回公表された「会社法制（企業統治等）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という）については、株主総会資料の電子提供制度等、次代の株主総会運営を見据えた改正のほか、株主提案制度の見直し、代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付請求の制限、議決権行使書面の閲覧制限等、企業法務の立場から問題点として指摘してきた点についても盛り込まれている。また、二読会以降に株式交付制度導入が盛り込まれた。この制度は我が国のM&A実務の円滑化・活性化に資するものと大いに期待できるものである。

上記の点において、中間試案は一定の評価ができるものの、具体的な改正内容についてはより踏み込んだ改正が望まれる内容も多い（詳細は本意見書にて後述）。また、会社補償制度や会社役員賠償責任保険（D&O保険）等、実務上必ずしも大きな問題になっていない改正テーマも多く、企業の持続的成長のため本当に必要と思われる改正が少ないという印象である。

2014年の伊藤レポートに端を発し、2015年のコーポレートガバナンス・コード適用を受け、日本企業のコーポレートガバナンスは大きな変革を遂げた。これらは欧米の株主重視の考えがベースにあり、賛否両論はあるものの、ROEを中心とする資本効率の重視や取締役会のモニタリング機能を向上させた結果、取締役会が活性化し経営改革がなされ一定の成果をおさめた会社も少なくない。

ただ、一連の変革において、業務執行に対するモニタリング機能は向上したものの、果敢な経営判断を後押しする制度・仕組みは、ほとんど取り入れられていない。コーポレートガバナンス・コードにおいても、基本原則において「適切なリスクテイクを支える環境の整備」をうたっているものの、具体的な施策に関する言及はほとんどない状況である。

他社との差別化をして事業会社を経営していくことが肝要であり、他社と同じことをやっても生き残れない。必然的に他社と違う経営判断が求められ、これには当然リスクが

つきまとうことになる。モニタリング機能が強化された結果、このような経営判断ができにくくなっているという懸念がある。

中間試案を見渡しても、企業の適切なリスクテイクを実質的に後押しする改正がなく、特に株主代表訴訟制度の改正が俎上に上がらなかったことは残念でならない。周知のとおり日本の株主代表訴訟制度は単独株主権であり、要件が極めてゆるく経営者は常にそのリスクに晒されている。果敢な経営判断ほど代表訴訟リスクが高まる。経営判断原則が裁判実務により一定程度整備されたとはいえ、案件によってはまだまだ裁判所の判断に揺れが生じている状況であり、企業法務の観点から早急且つ抜本的な改正を強く望むものである。

繰り返しになるが、日本企業の業務執行に対するモニタリング機能が格段に向上した。次は適切なリスクテイクが可能となる制度が整備されて初めてグローバルな競争に勝ち抜く環境が整うことになると考えている。

## 第1部 株主総会に関する規律の見直し

### 第1 株主総会資料の電子提供制度

#### 1 定款の定め

① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとするのが考えられる。

② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。

③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

#### （意見）

本提案に賛成する。

#### （理由）

（1）電子提供制度の導入については、会社側の労力面およびコスト面で負担が減ることが期待できるとともに、株主にとっても、開示情報の充実や早期開示という面でメリットが期待され、総論としては賛成する。

（2）株主総会資料の電子提供措置について、上場会社は、その旨の定款変更決議がなされたものとみなす取扱いは、株主総会による定款変更手続きを経ないことで会社にとって過度な負担とならないいうえに、法律上、義務化されているという点で、株主の理解も得られやすく株主対応等実務上進めやすいことから、これを支持する。

#### 2 電子提供措置

① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。

ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項

イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

(注) 会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。

ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

**(意見)**

本提案の電子提供措置開始日については、B案とすべきである。

**(理由)**

(1) 電子提供措置開始日については、株主提案の提出期限が、総会の8週間前までとされていることとの関係から、株主提案権が行使されると（特に行使期限直前）、議案の審査、議案に対する取締役会意見作成等、その対応に相当の期間を要するため、電子提供措置開始日については、4週間前までとすると、対応のための期間が短く、会社に過度の負担を課すこととなり実務対応上困難である。

一方で、機関投資家からの早期開示の要請も高まっているなか、電子提供を導入すれば印刷工程等を考慮せず、招集の通知の発送期限より早期化することは可能かつ妥当であり、3週間前までとすることは可能であるから、B案が妥当と考える。

(2) なお、議決権行使書面の電子提供を採用する場合、議決権行使に関する電子データの保管期限や取扱いの明確な規則についても検討していただきたい。

### 3 株主総会の招集の通知

#### (1) 発送期限

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、同条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】株主総会の日から4週間前まで

【B案】株主総会の日から3週間前まで

【C案】株主総会の日から2週間前まで

#### (意見)

本提案の招集通知の発送期限については、C案とすべきである。

#### (理由)

- (1) 株主提案権が行使された場合の対応、印刷・封入・郵送工程などを考慮すると、現行法上の株主総会2週間前までの発送期限を前倒しすることは実務上極めて困難である。仮に、書面交付請求を認めるとすると、株主に対して、招集の通知と総会関係書類を別々に二度に亘って送付することはコスト的にも非現実的で、招集の通知だけを前倒しして送付することはあり得ない。
- (2) そもそも、招集の通知の発送期限を前倒しすることになれば、総会日までの期間を確保するため、現在6月上・中旬に総会を開催している会社においても結局、総会の開催日を6月下旬に押し下げる方向に働き、折角、総会開催日の分散化が進んでいるところ、再び集中化を招くことが危惧されるところである。「電子提供措置開始日」と「招集の通知の発送期限」を同一の日としなければならない必要性もなく、C案とすべきである。
- (3) なお、一方で、書面交付請求権が定款等で排除できる仕組みが整備され、かつ株主提案権行使期限の前倒しも併せて認められた場合を前提とすれば、株主総会の招集の通知発送期限および電子提供措置開始日の前倒しの余地はある。

#### (2) 記載事項

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、同条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

① 株主総会の日時及び場所

② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

(2)の注) 本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、

又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとすることが考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

電子提供制度の普及を促進するためには、従来の書面での提供にかかる費用や時間の負担を削減することが必要であり、招集の通知に記載すべき事項は限定的にすべきである。記載しなければならない事項を株主がウェブサイトアクセスすることを促すために重要であると考えられる事項に限定する本規定は、電子提供措置を促すために妥当である。

#### 4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

##### (1) 会社法第301条第1項の特則等

① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。

② 1①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

##### (2) 書面交付請求

① 1①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

(注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

(注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとする。

するかどうかについては、なお検討する。

- ② 取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日の2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に対し、①の書面を交付しなければならないものとする。

（注） ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

#### （意見）

書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるようにすべきである。

#### （理由）

- （1）書面交付請求権を認めることは、結局、会社として電子化を進めることを躊躇させる。書面交付請求権を認める以上、相当数の権利行使が想定され、印刷等その対応準備のため、電子提供によるメリットは、コスト面でも早期化の面でも限定的になってしまう。加えて、書面交付請求権の行使の有無で、分別管理が必要となり、むしろ株主管理業務が煩雑化し事務負担が増幅するだけで、電子化のメリットは大きく減殺される。

株主の判断を前提としつつ、書面請求権を排除するという選択の余地を残す意味から、定款の定めによって、書面交付請求権を排除できる仕組みは、是非設けるべきである。少なくとも、電子化を促進する観点からは、書面交付請求権を認めることは、時限的措置であるべきである。

- （2）また、同じく電子化促進の観点からは、書面交付請求権の行使は、株主総会の都度なされるべきものとするか、少なくとも、定期的な意思確認や不行使に対するみなし同意の仕組みを設けるべきである。
- （3）さらには、会社側の負担を軽減する意味でも、書面交付請求対応に不備があったとしても、総会の決議取消事由に該当しないことを法律上明確化すべきである。
- （4）なお、「振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由」とあるが特別口座の株主が書面交付請求を行う場合の受け皿はどこなのか、新たに口座開設しなくても請求が可能なのか、について明確化が図られるべきと考える。

## 5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次の

いずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

サイバー攻撃やサーバーのダウン等により、電子提供措置期間中にウェブサイトに掲載されない期間が生ずることは十分考えられることであり、一時的な中断があっても電子提供措置の適法性を保証する本規定は必要であると考えます。

## 6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に反対する。

**(理由)**

株主総会関係書類をEDINETに掲載することができるようにすべきであり、そのうえで、EDINETに掲載することにより、電子公告調査に準じた調査機関の調査を受けることは、「不要」とすべきである。その理由は、①EDINETは、切断・改ざんのリスクが低いこと、②3月、6月といった株主総会が集中する特定の時期に調査機関への調査依頼が殺到することにより、調査機関におけるトラブル発生が懸念されること、③発行会社にとっては、毎年調査費用が発生することとなりコスト負担が重いこと、による。

(第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

(第1の後注2) 開示用電子情報処理組織(EDINET)の利用の可否等については、なお

検討する。

**(意見)**

EDINETの利用を可能とすべきである。

**(理由)**

EDINETは、実務的に広く利用され浸透しており、また、切断、改ざんのリスクも低いと考えられることから、株主総会関係書類をEDINETに掲載することができるようにすべきである。

(第1の後注3) 会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをするかどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

**(意見)**

書面の交付は不要とすべきである。

**(理由)**

株主の承諾がある以上、書面交付請求権は認めず、書面の交付は不要とすべきである。なお、会社が任意で提供することまで禁止するべきではない。

(第1の後注4) 株主総会資料の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度(会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下単に「みなし提供制度」という。)を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

**(意見)**

みなし提供制度を併存させるべきである。

**(理由)**

現行法に基づき、定款変更して、総会関係書類のうち、みなし提供を実施しているものまで、書面交付請求権の対象となることは、制度の逆行・後退であり、電子化促進の観点から到底認められるものではない。みなし提供制度は残置すべきである。仮に、みなし提供制度を法文上廃止するとしても、現行でその対象となっている書類については、明文で書面交付請求権の対象から除外されることを規定することが前提である。

## 第2 株主提案権

### 1 提案することができる議案の数

【A1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

（1の注） 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

**(意見)**

本提案のいずれの案にも、反対する。1議案とすべきである。

**(理由)**

- (1) 株主提案権の濫用的行使を制限する措置の整備の一つとして、提案できる議案数を制限することについては、総論として賛成である。
- (2) ただし、議案の上限数については、いずれの案でも多すぎる。取締役会設置会社では、株主は原則的に経営に関わらないことが制度上予定されており、株主の信任を受けた取締役が業務を決定・執行する。その前提で会社法が株主総会で決議すべきものとして定めた法定決議事項があることに鑑みれば、5ないし10議案も認めることは、会社法の制度設計に沿わない。米国の場合を参考にすると、1議案でもよい。
- (3) また、議案の数え方に関連して、制限本数を超える議案が提出された場合の取扱いについて、制限本数の範囲内になるよう当該株主に特定させたり、会社が任意に決定したりする方法は、いずれも実務として煩雑であり、かつ制限本数を超える議案を提出する株主とコミュニケーションをとることは相当困難であると予想されるため、現実的ではない。制限本数を超えた場合は、全ての提案について不適法とすべきである。
- (4) 加えて、定款変更議案の数え方について、内容において関連する事項ごとに区分して数えることも示唆されているが、実務的には、相当な困難を伴う。何らかの関連性を主張して、膨大な条項を1議案の中に入れて提案される場合も想定される。区分の仕方を巡っては、提案株主との間で事前に相当な調整が必要になり、煩雑になるばかりかトラブルに発展することも危惧される。明文の規定を設けるに当たっては、明確な関連性並びに一体性が認められるものに限定されるべきである。

## 2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

**(意見)**

本提案の①～③における「専ら～目的で」との要件はなくすべきである。

業務執行に係る議案（定款変更議案）を制限すべきである。

**(理由)**

- (1) 「内容」による提案の制限については、総論としては賛成である。
- (2) ただし、中間試案の規定ぶりのように、「専ら」あるいは「目的で」など、こうした主観的、内面的要件を厳格に課されると、会社側としては判断することが難しく、不適法な提案として取り扱うことを躊躇し、結局、内容による制限が実効性を持たなくなる。「専ら」あるいは「目的で」との限定的な要件はなくすべきである。少なくとも、「専ら」ではなく「主として」とすべきである。なお、③について、「第三者の不正な利益を図る目的」による提案がどのようなことを想定しているのか不明確であることから、これを明確にすべきである。
- (3) また、そもそも内容面で問題となるのは、定款変更議案に化体した業務執行に係る事項の提案である。濫用的な提案事例は、定款変更議案の形をとることが多いことに鑑みても、また、米、仏、独の例でも業務執行に係る提案については制約をかけていることに照らしても、業務執行に係る提案に対する制限が是非とも必要と考える。
- (4) 定款変更議案については特別決議を要することに鑑みて株主提案権の行使要件を加重することも検討の余地がある。
- (5) なお、内容の制限によって議案を取り上げなかった場合で、総会決議取消訴訟の対象になった際の立証責任の所在についても検討されるべきであり、また、会社の判断が善意無重過失であれば請求が棄却される、という内容の規定を設けることも検討されるべきである。

(第2の後注) 株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

**(意見)**

300個以上の議決権という行使要件については、撤廃すべきである。  
行使期限については前倒しすべきである。

**(理由)**

- (1) 株主提案権の行使要件のうち、現行の議決権個数300個という要件は、他の少数株主権との比較においても、ハードルが低すぎる。総株主議決権の1/100という割合的要件とのバランスに鑑みても、議決権個数要件の撤廃の検討が必要である。  
実際、制定当時からの経済状況の変化や単元株の切り下げにより、議決権個数300個と総株主議決権の1/100との間に著しい不均衡が生じており、これを見直す必要がある。
- (2) そもそも、1%を大きく下回る議決権しか有していない一部の特定の株主が、株主提案権を行使することで、株主総会の審議時間の相当割合を占めことになり、それが10議案出されている例では、総会時間の半分をその関連で費やすこととなり、株主

総会の適切な運営が妨げられているとさえ言え、株主共同の利益に合致しているとは到底言えない。提案数の制限もさることながら、議決権個数要件の見直しは絶対に必要である。仮に撤廃が難しいとして、議決権個数を相当引き上げたとしても、株主提案権の意義を損なうことは考えにくい。

(3) また、株主提案権の行使期限については、8週間前では工程的にタイトであり、例えば10週間前とするなど前倒しの検討も必要である。招集通知の早期発送のボトルネックにもなっている。

(4) なお、起算が総会日となっているため、仮に基準日を変更して3月決算7月総会とする場合であっても、行使期限が後ろ倒しになるだけである。一方、総会日が6月早々の場合は10週間前が基準日以前となってしまう手当が必要となる。株主からも、総会日程が分からないため、行使しづらいとの議論もあるところ、そうした点を踏まえると、例えば「基準日から2週間以内」とするような改正も検討できるのではないか。

## 第2部 取締役等に関する規律の見直し

### 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

#### 1 取締役の報酬等

##### (1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

(注1) 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

(注2) 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

#### (意見)

本提案に反対する。

#### (理由)

(1) 米国等と異なり我が国の取締役の報酬は低廉であるという事実を踏まえると本提案は過剰規制である。

(2) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めることによって会社の負担

が増大するとすれば、方針の定めを控える会社が出てくる可能性があり、ガバナンスや情報開示の後退となり得る。

## (2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱
- ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限
- ③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

(2)の注1) ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

(2)の注2) (4)のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

(2)の注3) 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

### (意見)

本提案に反対する。

### (理由)

- (1) 米国等と異なり我が国の取締役の報酬は低廉であるという事実を踏まえると本提案は過剰規制である。
- (2) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めることによって会社の負担が増大するとすれば、方針の定めを控える会社が出てくる可能性があり、ガバナンスや情報開示の後退となり得る。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以

下A案において同じ。)の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。

② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。

③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(3)の注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照

**(意見)**

B案に賛成する。

**(理由)**

- (1) 役員報酬枠に関する株主総会決議がなされていれば、株主にとっては報酬の総額は予見可能であり、お手盛りの弊害は回避できる。
- (2) 報酬(諮問)委員会等任意のものも含めての設置が進んできており、恣意性を排する方途が採られている会社も多い。
- (3) 上記(1)のとおり、お手盛りについては既に予防措置があり、これに加えて再一任決議について株主総会を経ることになると屋上屋を架すことになりかねない。
- (4) 再一任は代表取締役が各取締役の報酬決定権を握ることになるので、他の取締役の牽制が働かないという指摘がある。しかし、そもそも再一任決議も取締役会の決議事項であり、議案の是非について当然のことながら各取締役に議決権がある。その審議の結果、再一任がされる訳なので、牽制が働かないという指摘は的を射ていない。仮に指摘が妥当だとすれば、取締役会制度全体の問題ということになる。

**(4) 株式報酬等**

【A案】 (2)のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。

② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要

しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

（A案の注） ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

**（意見）**

C案に賛成する。

**（理由）**

確かに実務をより簡便にするという提案は魅力的ではあるがA案でもB案でも濫用される懸念が払拭できず却って将来の揺り戻し的な規制を招くことが危惧される。

**（5） 情報開示の充実**

会社役員報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
- ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
- ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
- ⑥ 報酬等の種類ごとの総額

（（5）の注） 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

**（意見）**

本提案に反対する。

**（理由）**

- （1） 米国等と異なり我が国の取締役の報酬は低廉であるという事実を踏まえると本法案は過剰規制である。
- （2） 報酬は高度な経営判断のもと決定されること、役員のパライバシー保護の必要性があること、詳細な情報開示という負担を避けるため会社の報酬制度が硬直化した場合、役員へのインセンティブ付与が最適化されずモチベーションの低下を招くリス

クがあること等を踏まえると、報酬に関する情報開示は企業の自主性に委ねられるべきと考える。

## 2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。

### （意見）

本提案に反対する。

### （理由）

会社補償は、優秀な役員人材の確保、適切な経営判断を行う環境の確保等の意義が認められる。したがって、適切な範囲で規定を設けるのであれば、賛成である。

しかし、現在の試案では補償契約締結や補償が認められる範囲が極めて限定されている。そもそも現行法上、会社補償が禁止されていないことに照らすと、現行案は、会社補償制度の活用を促進するものではなく、むしろ会社補償制度の導入を制限する作用が働くものと強く予想され、意義を生かすことができないと思料する。

ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）

(ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。

(イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。

### （意見）

(ア) および (イ) に加えて、罰金・課徴金等に関し、これを争う場合の費用も含まれるべきと考える。

### （理由）

罰金・課徴金等に関しても、役員 of 適切な防御活動を確保する必要があることは、(ア) および (イ) の場合と同様であり、補償の範囲に含める意義が認められる。また、費用に関しては、利益相反的な問題も生じないので、補償の範囲に含めることに弊害はないと思料する。

イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会

社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）

(ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

(イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

**(意見)**

本提案に反対する。

**(理由)**

補償される場面、範囲が極めて限定されている。米国等、海外では広く補償契約が許容されていることを考えても、試案は、優秀な役員人材の確保を実現するために効果のある内容とはなっておらず、規定を設ける意義を阻害しており、適切ではない。

少なくとも、①罰金、課徴金等についても、補償の対象に含める、②悪意重過失の場合は除外するが、会社法第423条第1項等の責任を負うときは除外の対象としない、との制度設計にすべきと考える。

なお、今回の試案には含まれていないが、優秀な役員人材の確保の目的を実現するために、補償契約の規定を新たに設けることとあわせて、業務執行取締役等についても責任限定契約を許容する、もしくは、責任減免手続きを緩和する等の立法措置を講ずるべきと考える。

② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

(注) 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。

ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

**(意見)**

本文については、異議はない。

補償契約に基づく補償については、ア案が適当と思料する。

**(理由)**

補償契約の内容の決定について、株主総会等の決議によらなければならないとの規定

を設けるのであれば、既に株主総会等で決議された補償契約を実行するために更に決議を要するとするのは過剰であり、また機動性を欠くために実効性に乏しいものと思料する。

- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

**(意見)**

本提案に反対するものではない。

**(理由)**

補償契約が潜在的に利益相反性があることは否定できないので、適正な手続きに服すべきとの規定を設けることには合理性があると考えます。

- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

(注) 民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

**(意見)**

本提案に反対するものではない。

**(理由)**

補償契約の締結・実行に利益相反性があることは否定できないので、補償契約の意義を発揮するために除外規定を設けることは適切である。

- ⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

(⑤の注) 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

- (ア) 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

- (イ) 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

**(意見)**

本提案に反対する。

**(理由)**

- (1) 開示を要請されることにより、補償契約の導入が抑制されることが想定され、補償契約の意義を生かすことができないと思料する。
- (2) ①補償契約のある役員等への訴訟を誘発する恐れがある、②補償したときの内容を開示することは、第三者との和解条件を開示するに等しく、和解成立が困難になる、などの弊害が生じ得る。

### 3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を保険契約者とするものをいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

- (①の注) 役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。

**(意見)**

本提案に反対する。

**(理由)**

- (1) そもそも、会社法は会社の設立、組織、運営及び管理について一般的なルールを定めるものであり（会社法第1条）、保険契約の締結という特定の商取引について規制すること自体、会社法の趣旨にそぐわず、また他の規定と比較したときに異質であると言わざるを得ず、規定を設けることは不適切であると思料する。
- (2) また、仮に新たな規律を設ける場合でも、規律の射程とする保険契約の範囲が広すぎる。規定を設ける趣旨が、利益相反的な性質を有する保険契約を規制することだとすれば、規制の対象は、かかる性質を有する保険契約の範囲、即ち株主代表訴訟敗訴時に役員等が会社に対して有責である場合で、保険料を全額会社負担しているもの等に限定すべきである。また、契約の限定の仕方として除外方式とされているが、そ

のようにすると、毎年新商品が発売されている可能性があることから該当性を確認する必要があるが、社内で各部署がどのような保険に加入しているかを漏れなく把握することは困難であり、実務上の負担が極めて大きい。限定列举方式とすべきである。

(3) 本項②以下では、役員等賠償責任保険契約が限定列举方式により適切に定義されることを前提に、新たな規律案について、意見を述べる。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

**(意見)**

取締役会設置会社については、異議はない。

取締役会設置会社以外については、反対である。

**(理由)**

取締役会設置会社以外について、必ず株主総会の決議によるものとする、急遽保険に加入したい場合等の対応が著しく困難になり、企業活動の足かせとなることが想定される。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

**(意見)**

本提案に反対するものではない。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。

ア ①アの保険契約であつて、取締役又は執行役を被保険者とするもの

イ ①イの保険契約であつて、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(④の注) 平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

D&O 保険の内、少なくとも代表訴訟特約部分については、利益相反性が否定できないので、除外規定を設けることは適切である。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

(⑤の注) 上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

**(意見)**

本提案に反対する。

**(理由)**

以下の理由により、開示の必要性がない。

①D&O 保険では、悪質な行為については保険会社が免責されており、モラルハザードを生じない。

②現状、日本における D&O 保険の補償上限額は、海外諸国に比較して低額であり、過大な保険料が支払われている実態がない。

また、開示が義務付けられた場合、以下の弊害がある。

①D&O 保険の加入が抑制される。また、海外で、同様の開示を求めるケースは非常に限定されており、現在の試案は諸外国よりも厳格な規制を行うことになる。これらの結果、有益な役員人材確保にとってマイナスに作用するものと思料する。

②第三者（株主を含む。）からの濫訴、補償限度額に応じた訴額のつり上げ等が発生し得る。また、濫訴の結果、保険会社の支払が増え、保険料の引上げに繋がるおそれがある等、訴訟対応の負担を含めた社会的コストの増大が懸念される。

これらを総合的に勘案したとき、規制の射程とする保険契約の範囲が広範に過ぎる現在の試案はもちろん、規制の対象が利益相反的な性質を有する範囲に限定された場合であっても、情報開示によるメリットよりも、開示による弊害（デメリット）の方が大きく、事業報告の内容に含めるとする試案は、適切ではないと思料する。

## 第2 社外取締役の活用等

### 1 業務執行の社外取締役への委託

① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

（1の注） 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を設けるものとする。

#### （意見）

本提案に反対する。（1の注）も反対する。

#### （理由）

（1）MBOを主眼とした提案であると想定されるが、法解釈の範疇でMBO等利益相反の諸問題について対応ができており、この規定が無くても実務には影響がない。

（2）中間試案における「委託する」行為は、これまでの理解でいう「業務執行」と解釈することができる。そうすると、指名委員会等設置会社以外の株式会社においては、社外取締役に付き会社法第2条第15号イとの関係で一定の整理がなされるように思える。しかし、（1の注）では指名委員会等設置会社においても「同様の規律」を設けるものとされている点は疑問である。指名委員会等設置会社以外の株式会社における社外取締役の業務執行は、会社法第2条第15号イとの関係で社外性に対する影響如何の問題であり、取締役の地位及び当該行為の正統性に波及する問題ではないと思える。しかし、指名委員会等設置会社の取締役は、原則として会社の業務執行が認められていないのであって（会社法第415条）、当該行為の性質そのものについての問題であるから、問題の性質が異なる。これらは、「同様の規律」で解決できる問題ではないと考えられるが、単なる新設の法文の存在にとどまらず、いかにして理論的整合性・説得性を確保するかは、更なる検討が必要である。

（3）なお、現行法下において業務執行概念につき、詳細に定義することのデメリットが特に着目される傾向にあるが、現状は解釈に委ねられている部分が多いことから、取締役の活動を委縮させている側面もある旨、実例が挙げられた（下記例示参照）。今

回はMBOが問題意識の中心にあり、社外取締役が着目されているものと考え、業務執行概念そのものについての問題とも思われるので、業務執行概念に立ち返り精緻な議論をしてから本論点について法制化すべきと考える。

(4) 指名委員会等設置会社においては、取締役が業務執行者・従業員の指導をすることが、「業務執行」なのか、そうでないのかという疑問がある。

「業務執行」の概念が広すぎるため、事業会社で不祥事が起こった場合、第三者の調査委員会が結成される前の、事前調査としてその対応チームが組織されたときに、社外取締役がメンバーで入ると「業務執行」と捉えられる疑義もあり、本規定が導入されると社外取締役は謙抑的になるおそれがある。

## 2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

(注) 「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

### (意見)

B案に賛成する。

### (理由)

(1) 「取締役会の過半数が社外取締役である監査役会設置会社」が制度を利用できるという点に違和感がある。そもそも監査役会設置会社は、取締役会で「重要な業務執行の決定」を行うことを前提とした会社形態であり、当該会社形態を選択しているということは、その会社は取締役会で「重要な業務執行の決定」を行うことを選択した会社である。そうであれば、監査役会設置会社を選択している会社の多くは取締役の過半数が社外取締役であるという状態は想定していないと考える。

(2) 他方、「重要な業務執行の決定」の多くを執行役等に委任して、取締役会の役割を

監督機能に注力させたいという会社は、既に存在する指名委員会設置会社や、監査等委員会設置会社を選択することで、それが現行法でも実現可能である。

- (3) 「重要な業務執行の決定」を取締役に委任したいのであれば、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に移行すれば足りるのであって、監査役会設置会社のままで社外取締役を過半数選任して「重要な業務執行の決定」を取締役に委任させることを制度として採用する会社が考えにくい。現行の会社法に定めるガバナンスの3形態で十分であり、新たな規定を設ける明確なニーズは低いと考える。
- (4) 監査役会設置会社でも、任意の委員会を設置している事業会社もあり、新たにこの制度を導入する必要があるのか疑問である。

なお、本項目については、A案を推す声も少なからず上がったことを付記する。

その理由としては、本項目は会社に対して機関設計の選択肢を与えるものであり、それを希望しない会社にとって害を及ぼすものではないこと、社外取締役と社内取締役の数が拮抗している会社のような場合、社外取締役を過半数にすれば、あえて会社の形態を変更することなく重要な業務執行の決定を取締役に一任できるようになり、非常に運営がやり易いこと等である。

### 3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

#### (意見)

B案に賛成する。

#### (理由)

- (1) 社外取締役選任の推進は、現行法の「置くことが相当でない理由」の開示義務付けによって十分に果たされている。
- (2) 東京証券取引所の上場規定で上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないとされ、コーポレートガバナンス・コードでも上場会社は独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきとされているが、実務上は大きな存在感をもって受け入れられており、今改めて会社法をもって規制する必要はない。
- (3) 前回の会社法の改正（平成26年、施行平成28年）からの経過期間が短く、社外取締役を導入したことの効果（例えば、株式会社の業績に及ぼす影響等）の検証資料

が第5回会議参考資料にあるが、まだ検証期間が短く、明確な有意差が出ていない段階で、敢えて義務付ける必要はない。

- (4) 社外取締役に期待されるのは、主として業務執行の監督にあるが、会社（経営）側が積極的にこれを行わせようとの意思を持ち、情報提供その他のサポートを適切に行わなければ、活用は困難を極め、設置する意味を失する。形式だけ整えて導入している会社もあると思われ、仮に義務付けしたとしても、社外取締役を設置しただけで活用できない会社が存在することになり、制度の形骸化など、引続き課題が残ることを危惧する。
- (5) 法制審議会の資料から、社外取締役を置くことが相当でない理由として、「当社グループが使用人数約80名の小規模な企業集団であることもあり」という記載があった（第5回会議参考資料20の39番「総医研HDの記載例」参照）。このような会社にまで、社外取締役を設置すべきか疑問である。また、会社法の主な目的は株主、債権者の利害調整と理解している。上記の80人程度の会社の株主、債権者は、コストをかけて社外取締役を設置することを望むかといわれると疑問がある。
- (6) 社外取締役を設置していない会社は、少数派であるが、設置していない理由がある。そのため、一律に社外取締役の設置を義務づけるべきではないと考える。
- (7) 実務上のデメリットとして、社外取締役を導入している場合、スピード感をもった意思決定が難しくなる可能性がある。社外取締役には本務の役職があることが多く、臨時取締役会を急遽開催する必要が生じても日程の調整がつかないことがある。各取締役の取締役会への出席率は公表されるため、社外取締役の都合を無視して臨時取締役会を開催することには事実上抵抗感があり、結果として、意思決定の機動性が阻害されることもありうる。

## 第3部その他

### 第1 社債の管理

#### 1 社債管理補助者

##### (1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

##### (意見)

本提案に賛成する。

##### (理由)

現在の社債市場は社債管理者を設置せずに発行するいわゆる不設置債が大半を占める

ところ、これは社債管理者設置コストが高額であるためとの指摘がある。社債を発行する際のコストが高額化するのには社債管理者の義務が広範かつ不明確であるということも理由として挙げられるという。そうであるならば権利義務を委任契約で明定し一定の範囲で管理権限を持つ管理人を設置できるとする制度を設け、社債権者の権利の保護を図ることも良いと考える。

## (2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

(注) 例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

### (意見)

本提案に賛成する。

### (理由)

新たな管理機関に期待される役割・権限の性質を鑑みると、一切の資格要件を設けないことは適切ではない。他方で、コストや成り手の問題を考えると、権限の内容等によっては、社債管理者の資格要件よりも範囲を広げることは、検討の余地があると考えられる。

## (3) 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

### (意見)

本提案に賛成する。

### (理由)

新たな社債管理機関についても、その権限の範囲においては、社債管理者と同様に、社債権者の利益と反する行動をとるインセンティブ等はある、善管注意義務及び公平誠実義務を負うこととすべきである。もっとも、義務が重くなることで高コストとなり成り手がなくなることを防止すべく、与える権限の範囲に応じて負うべき具体的義務をより明確化すべきであると考えられる。

## (4) 社債管理補助者の権限等

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
- ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定

める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。

ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限

イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限

ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限

エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

（②の注） 社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。

③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア ②イの行為であって、次に掲げるもの

（ア） 当該社債の全部についてするその支払の請求

（イ） 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分（ウ） 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（ア）及び（イ）の行為を除く。）

イ ②ウ及びエの行為

（③の注） 社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

④ 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

**（意見）**

本提案に賛成する。

**（理由）**

社債管理者が活発に利用されていない現状や、社債権者の保護を図るべく法定の社債管理人の一部であっても社債管理権限を有する管理者を置こうとの趣旨からすれば、原則として契約により任意に定められるとすべきだが、過度に任意な枠組みとすると社債を購入しようとする者の予見可能性を欠くおそれがある。

**（5） 特別代理人の選任**

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

**（意見）**

本提案に賛成する。

**（理由）**

社債管理補助者といえども、社債管理人と同様、利害相反が起きる可能性はある。

#### (6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

##### (意見)

本提案に賛成する。

##### (理由)

社債管理者と取扱いを異にすべき特段の理由はないと考える。

#### (7) 二以上の社債管理補助者がある場合

- ① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。
- ② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

##### (意見)

本提案に賛成する。

##### (理由)

- (1) あくまで補助である以上、社債管理者（会社法第709条）と異なる扱いも可能と考える。
- (2) 社債管理者（会社法第710条）と異なる取扱いをすべき特段の理由はないと考える。

#### (8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

##### (意見)

本提案に賛成する。

##### (理由)

社債管理者と取扱いを異にすべき特段の理由はないと考える。

#### (9) 社債管理補助者の辞任等

- ① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞

任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。

- ③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- ④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。  
(9)の注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定（会社法第713条）及び事務の承継に関する規定（同法第714条）と同様の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

社債管理者の権利義務との違いに照らし、特段不合理な差異とは考えられない。

**(10) 社債権者集会の招集等**

- ① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。
- ② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。
- ③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。
- ④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

((10)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）及び報酬に関する規定（同法第741条）と同様の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

社債管理者の権利義務との違いに照らし、特段不合理な差異とは考えられない。

**(11) 募集事項等**

- ① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事

項を定めなければならないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ (4)②の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)④の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容

(①の注) 上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても、定めなければならないものとすることが考えられる。

(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(イ) (9)②の事由

② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

(②の注) ②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるものとする。

③ 振替機関は、振替社債（振替法第66条柱書きに規定する振替社債をいう。）について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする（振替法第87条参照）。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

周知という点において概ね妥当と考えるが、それでも記載を認識せずに社債を購入した者に対しその効力を及ぼすことができる根拠があるのか検討する必要性があるように思われる。

## 2 社債権者集会

### (1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

(1) 社債権者の減免は、発行会社の倒産を避けて、確実に社債を回収するか否かという

リスクテイクの問題であり、債権者の決議になじむ。

(2) 本提案によっても特段弊害はないと思われる。むしろ、社債権者集会決議による社債の元本減免の可否が明らかでないため私的整理を利用できず、法的整理への移行を選択せざるを得なかった問題が指摘されており法整備が望まれていた。

## (2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

(注1) 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

(注2) 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

### (意見)

本提案に賛成する。

### (理由)

否定すべき趣旨が見当たらない。取締役会等と異なり、個々の社債権者はその資質をもって会議体に参加している訳では無くあくまでその保有債権額に依るに過ぎない。

## 第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

### 1 定義等

① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

(注) ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

② 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

(意見)

本提案の趣旨に賛成する。ただし、自社株を対価とするM&Aの円滑化・活性化のため、「株式交付」の対象範囲の拡大を検討すべきである。

(理由)

- (1) 欧米において一般的な自社株（又は自社株及び現金の組合せ）を対価とするM&A（以下「株対価M&A」という）は、我が国においては、会社法の規定する組織再編（合併、会社分割、株式交換等）によるものに事実上限定されている。現行会社法下でも、現物出資による株対価M&A、すなわち被買収会社の株式を現物出資財産とする買収会社による募集株式発行は可能であるが、有利発行規制、現物出資規制（検査役調査、買収会社取締役の填補責任等）等が障害となり、事例は殆ど見当たらない。また、産業競争力強化法は、同法上の認定計画に従い、自社株を対価とする公開買付により、他の株式会社を「関係事業者」とする場合に、有利発行規制及び現物出資規制を適用除外とする特例を設けている（同法第34条）が、公開買付に応じた被買収会社株主に対する課税繰延措置がないこと等から、実際の活用は進んでいない。
- (2) こうした中、「株式交付」制度は、前述の産業競争力強化法の特例を会社法の制度とするものであり、完全子会社化を企図しない他の株式会社の子会社化や外国会社の買収において株対価M&A活用の余地を拡大し、我が国企業にとって、国内におけるM&Aの円滑化・活性化、海外企業の買収の両面で、収益性向上・利益成長のための選択肢を増やすものであることから、本提案の趣旨に賛同する。なお、産業競争力強化法に基づく自社株対価公開買付においては、被買収会社株主に対する課税繰延についての税制改正要望（2018年度）が出されているところであるが、「株式交付」制度においても、同様の租税措置の導入が望まれる。
- (3) ただし、M&A対価として自社株を活用するニーズは、株式会社が他の株式会社を新たに子会社（議決権50%超に限る）とする場合（本提案による「株式交付」の定義）に限られないことから、例えば、株式会社が子会社である他の株式会社の株式買増しや完全子会社化を企図する場合、株式会社が他の株式会社を新たにいわゆる実質子会社（議決権40%以上で会社法施行規則第3条第3項第2号に掲げる実質要件を満たすもの）や関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号）とする場合等も「株式交付」の対象とするよう検討すべきである。
- (4) 特に、上場会社が上場子会社の完全子会社化を企図する場合、株式交換のみならず、現金対価の公開買付と株式交換の組み合わせ、現金対価の公開買付と株式併合等によるいわゆるスクイーズアウトの組み合わせによる手法などが、実務において幅広く用いられており、このような場面においても、自社株対価公開買付という形で「株式交付」を活用するニーズは高いと考えられる。また、「株式交付」は、『中間試案補足説明』によれば、新たに親子関係が創設される場合の制度であるが、親子関係の創設に限定する必然性はなく、前述の例のように、子会社の完全子会社化という株式交

換と同一の効果を達成するための過程において、株式交換と同様の規律のもと「株式交付」を認めることは、株式交換との類似性に着目した「株式交付」の制度趣旨に照らしても非合理的ではない。

- (5) さらに、本提案では「株式交付」を株式会社が他の株式会社を新たに議決権50%超の子会社とする場合に限っているところ、『中間試案補足説明』は、その理由を「株式交付の実施可否は、…客観的かつ形式的基準によって判断することができるようにすることが適当であると考えられる」からであるとする。確かに会社法施行規則第3条第3項第2号は、その該非について実質的な評価を必要とする場合があるが、一方で、役員構成に関する同号口は客観的・形式的に評価が可能なことから、例えば「他の株式会社の議決権40%以上を取得し、かつ株式交付親会社の役職員が当該会社の役員の過半数を占めることとなる場合」などを「株式交付」の対象に含めることが考えられる。この点、前述の産業競争力強化法は、同様の場合も自社株対価公開買付の特例の対象としており（同法第2条第8項、同法施行規則第3条第2号）、参考になる。

## 2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。
- ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
- イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
- ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項
- エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等
- オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項
- カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）
- キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- (①の注1) 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数

又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。

(①の注2) 株式交付子会社が種類株式発行会社(これに相当する外国会社を含む。)である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、オの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないものとする。

(①の注3) オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数((①の注2)の定めがある場合にあつては、各種類の株式の数)に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

(①の注4) 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債(これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。)を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。ただし、「株式交付」の対象範囲拡大がなされる場合は、①イについて見直しが必要である。

**(理由)**

合理的な内容である。なお、「株式交付」の対象範囲拡大についての意見は、前記1(3)を参照。

② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

(注) ②における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等に限るものとする。

**(意見)**

「株式交付」の対象範囲拡大を踏まえて、内容を見直すべきである。

**(理由)**

「株式交付」の対象範囲拡大についての意見は、前記1(3)を参照。

### 3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。

(注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関する

その他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとするのが考えられる。  
(注2) 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

(注) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者(以下「申込者」という。)の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が2①イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。

この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(3の注1) 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとする考えられる。

(3の注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

#### 4 株式交付の効力の発生

- ① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効

効力発生日に、その効力を生ずるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

(4の注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

## 5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとすることが考えられる。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。

(注2) 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。ただし、②（注1）の簡易手続による「株式交付」の場合は、株式交付親会社の反対株主に株式買取請求権を認めないこととすべきである。

**(理由)**

反対株主の株式買取請求権は、組織再編のような会社組織の基礎を大きく変更する重要な意思決定の場合に特に認められるものであり、株主に与える影響が小さいものとして株主総会決議が不要とされる簡易手続による「株式交付」においては、これを認める必要はないと考えられる。

⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとする。ことが考えられる。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

- ⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号に規定する株主等をいう。以下⑧において同じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

### 第3 その他

#### 1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社各監査委員

#### (意見)

本提案に賛成する。

#### (理由)

改正理由・内容に合理性がある。

#### 2 議決権行使書面の閲覧等

- ① 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。
  - ② 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
    - ア 【A案】 当該請求を行う株主が株主総会の招集の手續又は決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。  
【B案】 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
    - イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
    - ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
    - エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- (2の注) 会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

#### (意見)

A案に賛成する。

**(理由)**

- (1) 株主名簿の閲覧権については要件があるところ、ほぼ同様の情報を含む議決権行使書面の閲覧権については現行法の定めがない。
- (2) B案では広きに失する。趣旨を考えればA案が相当である。

**3 株式の併合等に関する事前開示事項**

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の縮出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

**4 新株予約権に関する登記**

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めるときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

**5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書**

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるも

のとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

(注) インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

**(意見)**

本試案に賛成する。

ただし、債権管理・回収の実務においては、取引先に信用不安等が生じた際に、代表者の所在確認等のために、登記情報からその住所を確認する場合などもあり、このようなケースが「当該住所の確認について利害関係を有する者」による請求に該当することを明確にすべきである。

**(理由)**

プライバシーの観点等から改正理由・内容に合理性がある。

一方、あまり緩やかな要件にすることは望ましくない。登記実務の実態等も併せ鑑みて法的予見可能性を担保すべきと考える。

## 6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。

**(意見)**

本提案に賛成する。

**(理由)**

改正理由・内容に合理性がある。

## その他

本意見書の前文にも触れたとおり、経営者による果敢なリスクテイクを伴う経営判断が日本企業の持続的成長につながると考えており、日本企業の業務執行に対するモニタリング機能が格段に向上した中、会社法においてもそれを後押しするような、改正が必要と考えている。

特に株主代表訴訟は、果敢なリスクテイクを伴う経営判断を躊躇させる要因の一つとなっていると考えている。次の会社法改正において改正対象となることを強く望むものである。

以 上